

平成 17 年 3 月 17 日

法務大臣 南 野 知恵子 殿

司法試験委員会委員長 上 谷 清

平成 18 年から実施される司法試験における試験科目の範囲について(答申)
平成 16 年 1 月 30 日付け諮問第 2 号を受け、司法試験法及び裁判所法の一部を
改正する法律(平成 14 年法律第 138 号)第 2 条の規定による改正後の司法試験
法(以下「法」という。)第 3 条第 3 項に規定する試験科目の範囲について審議し
た結果を、次のとおり答申する。

法第 3 条第 3 項の規定に基づき法務省令により定める範囲は、短答式による筆記
試験及び論文式による筆記試験の民事系科目について、商法(明治 32 年法律第 4
8 号)第 3 編第 10 章保険及び第 4 編海商に関する部分を除いた部分とするのが相
当である。